

# 一般社団法人日本木造建築海外推進協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本木造建築海外推進協会と称する。英文では**The Japan Association of Timber Construction for Overseas Promotion**と表記する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都江戸川区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

### (目的)

第3条 当法人は、海外における日本の木造建築に係る製品（部材・部品を含む。）の利用、設計や施工技術の活用、知見やノウハウの提供を推進することにより、海外市場における日本企業の事業の育成と発展を図り、もって海外における日本の木造建築の普及、木造建築関連輸出の拡大、海外諸国・地域の住環境の向上、ひいては経済発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 海外における木造建築及び関連製品・技術の需要実態、流通・取引条件等に関する調査研究、情報の収集・交換、視察活動
- (2) 日本の木造建築に関する製品、技術、工法、規格・標準、制度等の海外への紹介、理解啓発、利用促進
- (3) 海外における木造プレカット住宅を始め木造建築の設計、施工並びに木造建築及び関連製品・技術の輸出を志向する事業者に対する助言、支援・協力
- (4) 海外向け出展、セミナー・見学会等の開催、メディア宣伝、広報資材の配布等広報活動
- (5) 海外向け日本の木構造及び関連製品・技術に関する講習会・講座の実施、海外の関連団体・企業・教育研究機関等との交流、協力を通じた人材育成
- (6) 会議、意見交換会の開催、関係者の相互訪問による海外の木造建築産業関係者との交流
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第6条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失時において未履行

であった義務は、これを免れることができない。

- 2 社員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 合併の承認・解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(書面表決等決議)

第19条 社員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができ、書面又は代理人により議決権を行使した社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
  - (2) 副会長3名以内
  - (3) 理事 5名以上25名以内(会長及び副会長含む。)
  - (4) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
  - 3 理事のうち、専務理事1名を置くことができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- 3 副会長・専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることがで

きない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(顧問)

- 第26条 当法人に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、会長の諮問に応えるとともに、当法人の事業に関して意見を述べることができる。

(役員解任)

- 第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社

員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。

(名誉会長)

第29条 当法人に名誉会長1名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(委員会)

第30条 理事会は会務運営並びに第3条の事業遂行のために、担当理事を選任し各種委員会を設けることができる。

- 2 委員会の廃止は理事会で定める。
- 3 委員は社員の中から選任し、理事会の承認を得て会長がこれを委託する。ただし、委員会の内容により社員以外の個人に委嘱することを妨げない。
- 4 委員長は各委員会にて選任する。

(事務局等)

第31条 当法人に事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任命する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、毎年2回以上開催する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

- 第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
  - 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

- 第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

- 第43条 当法人は、剰余金の分配を行わない。



## 第8章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第44条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

### (個人情報の保護)

第45条 当法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により定める。

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

### (定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

### (解散)

第47条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第48条 当法人が解散したときに残存する財産の帰属は、総会の決議により定める。

## 第10章 附 則

### (最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月末日までとする。

### (設立時の役員)

第50条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	青木 謙治	杉目 勝也	園田 真吾
	森本 光晴	柳 征治郎	
設立時代表理事	青木 謙治		

設立時監事 加藤 英雄 竹久 正

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 千葉県柏市柏の葉6丁目3番地7 柏の葉第1住宅301号

設立時社員 青木 謙治

住 所 岡山県津山市二宮22番地の1

設立時社員 院庄林業株式会社 代表取締役 武本 哲郎

住 所 長野県伊那市日影336番地

設立時社員 都築木材株式会社 代表取締役 都築 寛明

住 所 岡山県真庭市勝山1209番地

設立時社員 銘建工業株式会社 代表取締役 中島 浩一郎

住 所 東京都葛飾区奥戸四丁目20番19号

設立時社員 B Xカネシン株式会社 代表取締役 二村 一久

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本木造建築海外推進協会設立のため、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年11月7日

設立時社員 青木 謙治

設立時社員 院庄林業株式会社  
代表取締役 武本 哲郎

設立時社員 都築木材株式会社  
代表取締役 都築 寛明

設立時社員 銘建工業株式会社  
代表取締役 中島 浩一郎

設立時社員 B Xカネシン株式会社  
代表取締役 二村 一久